

令和6年3月29日

## 人 事 院 事 務 総 長

「定年制度の運用について」の一部改正について（通知）

「定年制度の運用について（令和4年2月18日給生一15）」の一部を下記のとおり改正したので、令和6年4月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第5 規則附則関係 1～4 （略） 5 規則附則別表の3の項職員の欄中「研究所、試験所等の長で人事院が定めるもの」は、次に掲げる職員とする。 一～五 （略） 六 国立感染症研究所の所長、感染症疫学センター長、エイ	第5 規則附則関係 1～4 （略） 5 規則附則別表の3の項職員の欄中「研究所、試験所等の長で人事院が定めるもの」は、次に掲げる職員とする。 一～五 （略） 六 国立感染症研究所の所長、感染症疫学センター長、エイ

ズ研究センター長、病原体ゲノム解析研究センター長、インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター長、薬剤耐性研究センター長、感染症危機管理研究センター長、治療薬・ワクチン開発研究センター長、実地疫学研究センター長、次世代生物学的製剤研究センター長、安全管理研究センター長、品質管理研究センター長及びハンセン病研究センターの長

七・八 (略)

6～8 (略)

ズ研究センター長、病原体ゲノム解析研究センター長、インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター長、薬剤耐性研究センター長、感染症危機管理研究センター長、治療薬・ワクチン開発研究センター長、実地疫学研究センター長、次世代生物学的製剤研究センター長及びハンセン病研究センターの長

七・八 (略)

6～8 (略)

以 上